平成28年度第1回岸和田市環境審議会 会議録

承	部	事務局								≪開催日時•場所≫			
会長	伊藤 委員	環境部長	環境保全 課長	参事	主幹	担当長	È	查	担当員		8年10月 00~15	31日(木) :45	
	3										市役所新館		
《出席者》 環境審議会委員:20名中14名													
伊藤 委員		大家 5員	表 委員	川瀬 委員	佐久間 委員	佐藤 委員		鈴 委		高原 委員	竹中 副会長	谷口 委員	
0		_	0	0	_	0		C)	0	0		
永野 委員		5岡 5員	野上 委員	原 委員	昼馬 委員	松井委員		松 委		山田 委員	吉田 会長	吉村 委員	
0		_	_	_	0	0	0 (0	0	0	
理事者		(理事者) 信貴市長、山本環境部長 (事務局) 環境保全課:一木課長、重田参事、坂本主幹、亀田担当長、村井担当員											

≪案件概要≫

傍聴人

<報告事項>

・岸和田市環境計画の進捗状況について

生活環境課:谷藤課長

- ・岸和田市の土砂埋立て等の規制のあり方について
- 岸和田市環境保全条例の改正について

≪内 容≫

別紙次第のとおり進行

2名

● 開会

● 委嘱状交付

交代のあった団体選出の委員等に委嘱状を交付。(2名)

● 市長あいさつ

信貴市長による挨拶。(挨拶後、市長退席)

● 自己紹介

● 審議会会長及び副会長あいさつ

---- 議事 ----

● 議事録の確認委員の指名

議事録の確認は、吉田会長、伊藤委員で行う。

● 報告事項「岸和田市環境計画の進捗状況について」

(会長)

「岸和田市環境計画の進捗状況について」、事務局より説明をされたい。

〔事務局より説明〕

(委員)

資料1-1の2ページ、「春木川・轟川をよくする市民の会との協働により、ホタル再生に向けた活動」というのは、具体的に何をしたのか。

(事務局)

春木川・轟川をよくする市民の会主催で、平成 28 年1月 31 日にホタルの再生に向けた「市民のつどい」なる講演会を桜台市民センターで開催した。講演者は、大阪府の岸和田土木事務所、きしわだ自然資料館及び春木川・轟川をよくする市民の会の中の「ホタル再生部会」であり、約 50 人の参加があった。

(会長)

資料1-1の2ページ、「地球温暖化対策の強化」の中で、市民、町会、自治会に対して設備費用の一部を補助し・・とある。資料1-2、環境白書を見ると、LED防犯灯などの補助をし、 CO_2 削減だけでなく、省エネを図りながら地域の関係を良くする、防犯や防災拠点に通じるようなところを強化するなど、取組としては非常に注目すべきところだが、進捗状況は。

(事務局)

防犯灯の更新について、平成 23 年度、市内で約 11,000 灯の防犯灯があり、平成 27 年度までの 5ヵ年で、8,629 灯をLED化した。

(会長)

およそ8割がLED化しているが、これは100%を目指しているのか。

(事務局)

出来れば 100%にしたいが、LEDを選択するのは町会次第である。

● 報告事項「岸和田市の土砂埋立て等の規制のあり方について」

(会長)

「岸和田市の土砂埋立て等の規制のあり方について」、事務局より説明されたい。

〔事務局より説明〕

(会長)

次回に条例案として、改めて諮るということだが、我々にとってはなじみのない規制である。理解 を深める上で質問や意見等あれば尋ねられたい。

(委員)

恐らく、私の校区の話かと思うが、間違いないか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

現在どういう状況にあるか、説明出来るのであれば説明されたい。現在の状況と、どのように始末されるのか、地元でも説明会を開かれているが、その点お聞かせ願いたい。

(事務局)

大阪府と一緒に、市では環境保全課と危機管理課が住民説明会に参加しており、直近では 10月 14日に行われた。平成 28年9月13日付けで大阪府から、平成 28年11月12日の期限を以って撤去せよとの命令が出された状況である。

(委員)

それは可能か。

(事務局)

岸和田市の指導ではないので、この場では説明出来ない。

(委員)

了承した。

(会長)

初めて聞く委員もいると思うので、もう少し概要を説明されたい。事業者が盛土をしているのか。

(事務局)

ある事業者が岸和田市域において、他府県のため池の埋立てを目的に土砂を一時的に保管するという形で、一時堆積が始まった。府及び市から話を聞く中では、あまり量を入れずに、ため池にどんどん埋め立てていき、多くても3,000 ㎡は超えないという主張であったが、5月に3,000 ㎡を超え、元々と言っていることが違う、ということで、本来ならば3,000 ㎡以上は大阪府の許可をとればいいが、一旦これを全部出しなさいという指導を大阪府が行った。行政指導という形で指示を出し、勧告という行為をして、9月13日に命令を行った。行政指導を行ってからは、徐々に土はなくなってはいるが、到底すぐになくなるペースではない。溜まっている土に比べ、出ていく土が圧倒的に少ないという状況なので、大阪府の方で9月13日に、期限を定めて土砂を搬出しなさいという命令を行ったと聞いている。

(会長)

理解した。

(委員)

資料2-1において、府の条例では、義務に「排水の水質検査、報告」があるが、市の案にはない。 近畿で一度、福島の原発の汚染土を持ってきていたということもあったので、出来れば「排水の水質 検査、報告」を、市の案でも入れられたい。

(事務局)

検討事項として、その検討をするのは可能だが、実際問題として、3,000 ㎡を超える超えないというところで、一定規模以上であり、かつ大規模であるという認定をしている。管理事務所の設置に関しても、そこまでの義務が課せられるかの検討を行っている。同様に「排水の水質検査、報告」についても、どのような形で、大阪府と同様に行うのか、もしくは中小規模であるのだからある一定のと

ころを緩和するのかということも含めて、以後検討したいと考えている。

(副会長)

規模について、市の案には高さが入っているのが、とても気になる。1mにした理由は、入ってしまえば、上にいくら上げても大丈夫というのを防ごうとしたのか、1m以下の薄さであれば、対象にしないということで、この1mというのに根拠があるのか。

(事務局)

先行他市の条例でも検討されているところであり、1 mというのは事業者が、農地改良等を行う際に、どうしても土の入れ替えが発生し、若干の土の加えがある。それが、例えばどの程度の高さまで入れるのかというところで、1 m以上であれば、これは業として土を入れ込むつもりである。1 m以下であれば、その土を改良し、そこで農業を行うと思われ、この程度でいいのではないかということを考え、1 mであれば農地改良のケースを考慮する際に、あまり問題にはならない。高さが一番大きな問題と考えていたので、1 m以下については対象にしないというのは、資料2-2にあるように、他市で高さ1 m以上の規制をかけているところが非常に多く、本市も同様に考えている。

(会長)

「排水の水質検査、報告」に関連して、資料2-1、義務の3行目、「土砂の汚染のおそれのないことの確認、報告」はきちんと盛り込まれている。大阪府では、豊能町の話が発端になったと書いてある。今まで土砂を堆積するということが見られたが、集中豪雨等、様々な気象条件の変化等もあり、従来であれば、通常の行為であったものも、看過できないような危険な行為になってきているので、予防的な措置が、市民の生活を守る上で大事だと考える。そういうことを踏まえての、今回の府条例よりも一歩踏み出した規制のあり方として、検討が進められているところである。背景や府条例との違い等について、今後も意見があれば、都度事務局へ伝えられたい。

● 報告事項「岸和田市環境保全条例の改正について」

(会長)

「岸和田市環境保全条例の改正について」、事務局より説明されたい。

〔事務局より説明〕

(会長)

環境保全条例を、社会情勢の変化等に対応するよう整理をし、条例の改正を検討しているという説明であった。本件に関して、意見、質問等あれば発言されたい。確認であるが、資料3の第4章において、改正前「参画と協働による自然環境の保全等」が、「協働による自然環境の保全等」になるということでよろしいか。

(事務局)

岸和田市環境保全条例は、平成 15 年に施行された条例であり、平成 16 年に施行された自治基本 条例に文言を合わせるもので、内容の変更はない。

(会長)

内容の変更ではなく、協働が参画を含むと定義付けられたということで理解した。

(委員)

資料3、改正前の第3章の第4節、第5節がなくなるということであるが、どこか他の条例で規制

しているからか。

(事務局)

第4節の自動車公害の防止については、大阪府の「生活環境の保全等に関する条例」の方で記載があるので、今後市の権限が拡大していく中で見直しを考えている。第5節の放送電波受信障害の防止については、前回日照障害について、環境保全条例から規制緩和ということでなくなったが、現在、放送電波障害の防止だけが残っている形である。これについては、建設部局と、手続きの中で放送電波受信障害の防止が必要であれば、建設部局で規制をかけるという協議をしている。

(会長)

どちらも環境保全条例以外で担保されるということである。また、(変更)と書いてある部分が複数 あるが、差しさわりのない範囲で説明されたい。

(事務局)

指定事業所に関する規制について、騒音・振動に関しては、大阪府条例で、全ての事業所が規制されることになる。よって、岸和田市条例で、騒音の施設を持っているとの届出行った事業者であっても、大阪府条例によって規制が行われるという形になる。そうすれば、届出をする必要があるのかという話になるので、そこの内容を変えていきたいと考えている。特定建設作業については、法律、府条令、市条例の三段階で規制をかけているが、市条例で規制をかけている建設行為について、実際に騒音が発生しているのかというところを検証した上で、市条例で規制をかけるべきかの検討を行おうとしているところである。第4章の第2節の現状変更行為の届出に関しては、同様の規制が行われているものがある。これは1,000 ㎡以上の開発行為に関してかかるものであり、1,000 ㎡を超える建物が存在する開発行為に関しては、大阪府自然環境保全条例の適応を受ける。現在、この場合は適用除外になっていないので、事業者は、1,000 ㎡以上市街化調整区域で開発を行う際は、大阪府条例の届出を行うと共に岸和田市条例の届出も行わなければならない。二つの目的は一致しており、緑化の面積等も同じものである。そうすれば、必要があるのかという話になるので、同じように府条例で担保されているものについては、市条例の規制を外すということを考えている。

(会長)

事業者の活動の実態に対応するものであるよう、また、府の条例等との整合を踏まえて市の条例の役割を明確にし、整理した上での変更だと理解した。

(委員)

府の条例、市の条例重なっている部分を整理するというのは良いことである。最近、環境関係の権限が、府から市に委譲されていると思うが、権限委譲された届出等、府に成り代わって市の方が受理し、チェックもするのか。

(事務局)

権限委譲の後、市が事務を行うことになるので、届出等は全て市の方で受け付ける。

(委員)

その遵守状況というのは、誰がチェックするのか。

(事務局)

指導権限も併せて岸和田市に下りるので、岸和田市の方で立ち入り検査を実施して、違反があれば 指導する。

(委員)

その拠り所になる府の条例の基準等を見ながら府に成り代わって市が、守られているかチェックするということか。

(事務局)

そのとおりである。

(副会長)

先ほどの委員の繰り返しになるが、自動車公害の防止を外すというのが気になっている。自動車公 害というのは何を含むのか。全て外して良いのか。

(事務局)

環境保全条例で自動車公害の防止で定義されているものは、排出ガス、騒音、振動である。直接具体的な数値を挙げて規制しているのではなく、道路運送車両法を守って、それぞれ努力義務として、「騒音、振動及び排出ガスの低減に努めなければならない」等と定めている。大阪府の生活環境の保全等に関する条例では、アイドリングのストップ、看板の掲出をしなさい、誰々にはこういう義務がある、等具体的に定めており、実際運用上の指導も、事業者に伝えているので、理念だけの部分については削除しても良いのではないかという判断である。

(副会長)

以前はなぜ入っていたのか。

(事務局)

当初から入っていたので、経過についてはこの場では回答出来ない。

(会長)

府条例の方でしっかりカバーされているということである。第2章で地球環境保全、生物多様性というのを加える。岸和田市の昨今の環境計画を踏まえて、こういった行の追加というのは時宜を得たものだと思う。他市の環境保全条例でも、従来の生活環境保全型に対してこういう地球環境なり、生物多様性というのは入れていく傾向にあるのか。岸和田市が先行しているのか。

(事務局)

岸和田市が先行しているとは思わない。他市で地球環境の保全、地球温暖化対策というところを明確に理念として挙げている条例が一部改正によって、出てきているのは事実である。生物多様性についても、生物多様性基本法が施行された後、それに対して環境保全条例もしくは環境基本条例等の中にその文言がよりわかりやすい形で表示されているというような条例改正を行っている自治体があるというのは承知しているが、個別具体にという話になると、把握していない。

(会長)

そういった流れがあるということを理解した。本件も改めて次回条例案として提出されるということである。

● その他

(委員)

条例改正案等は、いつ頃審議会に提示されるのか。

(事務局)

今年度、もう一度審議会を開催したいと考えている。来年の早い段階で、どの程度になるかは不明

だが、案を提示し、諮問したいと考えている。

(委員)

了解した。

(会長)

ほかに疑問に思うことがあれば質問されたい。

(副会長)

環境白書を見てきたので、二点ほど質問したい。資料1-2、35ページのPM2.5のところで、環境基準達成状況の長期にOがついているが、超えているのではないかと思ったのが一点。もう一点は、38ページの酸性雨のところで、pHが5.5より高くなっているが、土等が混ざった時にしか出てこない値だと思うが、成分分析はしているのか。

(事務局)

PM2.5 については、確認する。酸性雨調査については、成分分析は表に挙げている分析だけであり、基本的にろ過した後分析しているので、土は混ざっていないと思うが、この分析は大阪府が実施しているので、どの程度の分析をしているか調べて、また後日報告する。虫の死骸がたくさんついていることや、鳥よけはしているが、鳥も原因になっていると思われる。

(副会長)

了解した。

(会長)

資料1-1の1ページ基本目標 V について、当初目標を決めた時にこういったものがある、というのがあったのか。

(事務局)

算定方法の問題があり、例えば、事業者対象の省エネセミナー等も含めて、大阪府が実施しても、 岸和田市の商工会議所と共催であっても算入する方法と、市が行う環境保全に対する催しのみを対象 とする方法がある。平成 27 年の実績で、4回行ったという話というのは、市が行った環境保全に対 する取組についてである。

(会長)

理解した。

(委員)

資料1-1、例えば基本目標 I の緑地面積や II の市民一人あたりの公園面積、の数値目標に対して達成出来ていないが、その辺は、達成出来ていなくて今後どうするのか。出来なかった、で終わってしまっても良いのか。色んな社会の情勢に応じて目標を立てていても、現実には予想外のことが起きて困難になっていることがあると思う。具体的に言えば、 I の緑地面積だと、都市公園を増やすということと、生産緑地というのは農地だと思うが、農地を増やすということが含まれていて、説明によると農地の減少が大きいために緑地面積が減っているということだが、今後の見通しとして、どういったことが考えられるのかと、また、逆に言えば、社会の情勢に応じて数値の目標自体を考え直さないといけないというところは、どのように考えるか。

(事務局)

今回の報告は、平成 20 年計画の最後の報告であり、緑地面積及び一人あたりの都市公園面積の考

え方は、平成12年に策定した緑の基本計画に基づく数値である。当然そこから、二十年近く経過し、緑の基本計画自体も改定するという話を聞いているので、平成28年の3月に策定した計画とは、算定方法が若干異なる。一人当たりの都市公園面積については、例えば都市公園法に基づかない、児童遊園を含む面積、含まない面積や、緑地の面積を全て含む、法定、法定外の都市公園とみなしても良いものを含む等、様々な算定方法があり、それを平成28年3月の改定の際には統一し、市全体でという形で、計算方法の統合も行ったので、このようなことはこれから先は、無くなると考えている。

(委員)

今説明された、このようなことがなくなるというのは、この表だけ見てもわかりにくい。達成出来 ていない、ということで終わってしまうと思われる。説明を受けて現実とは違うんだということはわ かるが、実際にこの報告自体を見て、どういう状況にあるのか、説明する必要がある。

(事務局)

社会情勢の変化によって、10年前に作った計画が、形骸化してしまっているため、平成28年の3月に計画を改定した。当然、それに基づく進捗管理も出来る状態ではないので、前回答申された環境計画においては、指標が施設緑地面積というものに変わっていることと、市民一人あたりの都市公園面積というように、岸和田市の自然、緑がどのように良くなったかというのを把握するように変えている。今回の報告は、平成20年計画の時に考えていて、実際に変更しなければならないところを変更した最後の結果報告ということで理解されたい。

(会長)

理解した。

(委員)

家の裏に牛滝川の緑道があるが、草がいつも繁茂していて、刈ってはもらえるが、すぐにまた茂るので、その土地をアドプトリバー制度を利用し、近隣の各家庭で管理している。そういった取組が広まったら良いと思うが、推進する計画等はあるか。

(事務局)

アドプトリバーは大阪府の制度であり、岸和田市は環境部局で、清掃したものの収集について行っている。春木川・轟川の清掃についても、アドプトリバーの制度を利用しながら大阪府と岸和田市と協働して行っている。牛滝川・松尾川は実施していないと思われるが、それぞれの地域で、一部をアドプトとして、登録させているのだと思われる。細かいところは大阪府の制度なので、調べて次回説明出来るようにしておく。

(委員)

ファミリーロードはどうか。

(事務局)

岸和田市の取組はファミリーロードというものであり、アドプトフォレスト、アドプトリバー、アドプトロードが大阪府の取組で、牛滝川は大阪府の管理の二級河川になので、大阪府のところは、アドプトリバーで実施している。調べてからまた回答する。

(会長)

そういった新しい制度の活用で河川の環境が良くなっていく、良い取組である。

本日予定していた議事のすべてを終了した。委員各位の協力に感謝する。それでは進行を事務局に

お返しする。

● 閉会

(事務局)

これをもって本日の審議会を終了する。

以上